

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会
TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
URL <http://rokyo.net>

「条件変更対応保証制度」の創設について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成21年12月4日より「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が施行されました。これにより、民間の金融機関は、企業からの貸付条件の変更等の要請に対して前向きに検討するよう努力義務が課されます。また、実効性確保の対策として、民間金融機関は申込み件数、条件変更件数、謝絶件数などの実態を開示する事が義務化されました。

また、本法の施行に伴い、12月15日から「条件変更対応保証制度」が開始されています。

一部マスコミ等でも話題になった同制度ですが、簡単に言えば「民間金融機関の貸し出しに信用保証協会の保証を付けた上で、企業の要望する負担軽減の条件変更に対応するもの」です。

以下、概要を掲載致します。

取扱い期間	平成21年12月15日から平成23年3月31日
対象者	原則として、保証申込み時点において公的金融(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等による貸付等)及び信用保証協会による保証の利用がない中小企業者
申し込み方法	金融機関を経由しての保証に限る
保証限度額	一企業者:2億8,000万円(無担保保険の8,000万円を含む) 一組合:4億8,000万円(無担保保険の8,000万円を含む) (但し、保証申込み時点における取扱い金融機関による貸付の元本残高を限度とする。)
保証割合	40%(割合保証)
保証期間	延長を含め、最長3年
資金の用途	借り換え対象貸付の元本残高の決済資金に限る
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
担保・保証人	借り換え対象貸付にかかる担保・保証人と同一の条件による
必要書類	通常の添付書類のほか、①保証債務の消滅に関する同意書 ②借換依頼書 ③返済条件説明書 ④経営改善計画書 ⑤金利説明書 など

☆主な問合せ先

- ・中小企業庁 金融課 Tel 03-3501-6280(直) ・近畿経済産業局 産業部中小企業課 Tel 06-6966-6024(直)
- ・兵庫県信用保証協会 阪神事務所 Tel 06-6411-4133(代表) ・お取引先の金融機関

労務協会 年末年始休業のお知らせ

12/28(月)	12/29(火)～来年1/4(月)	1/5(火)
通常通り (PM5:00まで)	年末年始休業	通常通り (AM9:00から)